

経営理念

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）はじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等の幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、今年の3. 11東日本大震災（以下「大震災」という。）に伴い、当会は、被災地市町村社協との協働により、被災住民等の自立・復興に向けた支援を行います。

経営方針

経営方針として、次の項目を掲げ事務事業に取り組みます。

- 1 大震災に伴い、地域福祉推進の観点から被災地への救援活動を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者等の権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設等の適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

主な事務事業

1 大震災への対応

3. 11東日本大震災により未曾有の被害を受けた沿岸部8市5町の被災住民等の復旧・復興に向けて、NPO、NGO等との協働型の県災害ボランティアセンター（8月からは名称を県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターに変更）を設置し、県内内陸部市町村社協をはじめ、全社協、北海道社協、山形県社協、近畿ブロック社協、中国・四国ブロック社協職員等の応援を得ながら、被災地の市町村社協の支援を行ってきました。

そうした中で、被災住民の生活基盤は仮設住宅やみなし仮設住宅等に移行し、今後は自立・復興に向け、安心して暮らせる地域コミュニティの再構築が課題となり、その取り組みについては、被災地の被害は広域に及ぶため長期化が予想されます。

また、被災住民等の地域福祉の推進の観点から生活支援を担う被災地の一部市町村社協では、事務所が壊滅する被害やマンパワーが不足していることから、その課題は、本来の社協機能を再生して地域福祉活動の活性化に向けた取組みも重要となっています。

県社協では、そうした被災地の状況を考慮して、被災地を専従して支援する（仮称）震災復興支援局を新設し、NPO等の関係団体と協働型の県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターと連携・協働により、被災地の市町村社協へ職員を派遣するなど、被災地の地域コミュニティの再生への支援及び仮設住宅等の生活支援を展開するとともに、社協機能を喪失した市町村社協の再生支援に努め、被災地の市町村社協や被災住民等の自立・復興に向けた取組みを行います。

また、被災住民のニーズ等に応じて生活福祉資金（生活復興支援資金等）の貸付や福祉サービス利用援助等の日常生活自立支援事業の実施、高齢者サポート巡回相談の展開などのセーフティネット機能を活かし、被災住民の自立支援に努めます。さらに、福祉人材センターでは、被災地において福祉・介護人材の確保に向けて就職面談会等を開催し求職者及び求人事業所の支援を行います。

本会が運営する施設、事業所等では、被災地において福祉的サポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援等をとおして、そのニーズに合わせて自立支援に努めます。

2 地域福祉の推進

(1) 県社協地域福祉推進（支援）計画の策定

社会福祉の動向は急速な少子・高齢化が進み様々な福祉ニーズの増大に伴う対策や、大震災後の被災地における地域コミュニティの復興等へ向けた活動の推進などの今日的な課題を踏まえて、市町村社協等への中長期に円滑な支援を行うため、地域福祉推進（支援）計画を策定します。

(2) 市町村社協等への支援

地域福祉の推進に関して市町村が策定する地域福祉計画と連動した市町村地域活動計画の策定の支援を行います。また、指定する市町村社協と協働で福祉教育を切り口とした小地域における福祉活動の活性化を図ります。

(3) 県災害ボランティア受入体制整備

大震災の経験と教訓を踏まえて、実践を意識した県及び市町村災害ボランティアセンター設置訓練や研修会等をとおして運営スタッフの育成とスキルアップに努めます。

(4) 生活福祉資金貸付等の促進

厳しい経済・雇用情勢の低迷での失業者や低所得世帯及び、大震災の被災世帯等の生活実態は深刻化していることを十分に踏まえたうえで、市町村社協と連携しセーフティネット貸付としての生活福祉資金貸付を実施して自立支援に努めます。また、貸付世帯の生活状況等を確認し、その状況に応じた償還指導を実施して適正な債務管理を行います。

(5) 介護福祉等修学資金貸付の継続の実施

国では質の高い福祉人材の養成確保を目的に介護福祉士、社会福祉士養成施設等で資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを継続して実施するため、その目的に沿って適正な貸付を行います。

(6) 日常生活自立支援（まもり〜ぶ事業）の充実

地域で暮らす高齢者や障害者の方々が安心して生活が送れるよう、関係機関等と連携し、利用者ニーズに合わせて福祉サービス利用援助等の支援を行います。また、この事業の充実を目指し、地域住民のより身近なところでニーズを掘り起こしサービスを提供するため基幹型社協への業務委託を推進するとともに、業務委託した基幹型社協に対しては、円滑に事業推進が図られよう継続支援します。

(7) 高齢者スポーツ・文化の振興

高齢者のスポーツ・文化の祭典である第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりんピック宮城・仙台大会2012）へ選手の派遣を行うとともに、同大会時に地域間・世代間交流を目的に開催する音楽文化祭を主管いたします。

3 福祉・介護人材の確保と育成

福祉人材無料職業紹介事業による職業紹介と斡旋をはじめ、国の時限的な措置であった「介護福祉士等修学資金貸付事業」「福祉・介護人材マッチング支援事業」の継続による福祉人材の確保に努めます。

また、福祉人材の育成とスキルアップを図るため、県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修等の専門研修、自主研修を実施します。

さらに、知的障害者の福祉現場への就労支援としてホームヘルパー2級及び3級過程の養成研修を実施します。

4 権利擁護の推進

福祉サービス第三者評価事業の評価機関としての事業実施や福祉サービス利用に関する運営適正化委員会での福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決をとおして、施設・事業所が提供する福祉サービスの質の向上を目指

して取り組みます。

5 社会福祉施設等の適正な運営

(1) 指定管理施設及び設置施設の運営

宮城県及び岩沼市から指定管理施設及び設置施設の運営については、施設種別の目的に沿って、利用者及びその家族等のニーズに合わせて生活支援や就労支援等のサービスを提供し適正に運営します。また、利用者の生活の質の向上を図るため、福祉第三者サービス評価の受審や福祉QCサークルによる業務改善に取り組みます。

(2) 新事業体系への移行

平成24年4月1日から障害者自立支援法に基づき、援護寮は精神障害者社会復帰施設から自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）事業所に、ひまわりホームは知的障害者通所授産施設から就労移行支援・就労継続支援B型事業所に移行します。

また、児童福祉法改正に伴い、仙台北地域福祉サービスセンターにおける重症心身障害児（者）通園事業B型も障害児通所支援の事業等の多機能型事業所に、啓佑学園は知的障害児施設から福祉型障害児入所施設（施設入所支援・生活介護事業所を含む。）に移行します。

なお、啓佑学園は、18歳以上の利用者が入所しているため6年以内に児施設の維持・者施設への転換・児者施設の併設の何れかを選択し移行しなければならないことから、平成24年9月末までに県と協議します。

(3) 地域支援センターの拡充

地域の在宅障害者等の日中活動の充実を図るため、県中央地域福祉サービスセンターでは地域支援センターしんぼしにおける生活介護事業所「ひだまり」を移転拡充して支援を行います。

また、なごみなの里地域福祉サービスセンターの地域支援センターなごみなでは、一般住宅の借家で実施している地域の高齢者や障害者等への通所介護事業所「やわらぎ」の充実を図るため、居宅介護支援事業、訪問介護支援事業等を集約するとともに、地域の一般住民も相談及び研修等で活用できる機能を備え付けた事業所として借楽園の敷地内に新築移転し、地域に密着した在宅福祉サービスの提供を行います。

(4) なかやま山荘の運営

昨年度まで経営改善5か年計画により、利用客の促進等に取り組んできましたが、利用客の逡減傾向には歯止めがかからず、その改善には至っていないため、経営の継続は極めて困難な状況にあることから、老人休養ホームとしての社会の要請等を含め、他の機関への移譲又は、廃止等について検討・対応方針を決定し、所要の措置を講じます。

6 適正な法人経営

(1) 組織の再編による被災地の支援

大震災における被災地の復興は長期化が予想され、また、被災者等の支援を担う市町社協のマンパワー不足等を重視し、現組織に震災復興支援局を新設して被災地市町社協へ職員の出向、派遣により連携・協働で被災住民等の自立・復興支援を推進します。

(2) 人事制度及び人材育成等の再構築

職員がやる気を持って働く環境づくりや人材育成等の観点から、人事制度を能力、資格、経験等のキャリアアップの仕組みや領域別研修体系等を導入したものに再構築します。

(3) 健全な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）経営を基本に、地域福祉の事務事業の推進や、社会福祉施設等の運営において経営上のリスク管理等の徹底を図り、健全な法人運営に努めます。

また、平成25年4月1日施行を目途に「新社会福祉法人会計基準」への移行を行います。